平成23年度第2回まちづくり審議会 議事録 要旨

日 時:平成24年1月16日(月)15:00~17:00

場 所:兵庫県民会館10階福の間

出席者:相川康子委員、荏原明則副会長、片山朋子委員、神戸一生委員、北村泰寿委員、

鳴海邦碩会長、根本敏行副会長、浜田透委員、樋口信子委員、平田富士男委員、

正木啓子委員、室﨑千重委員、森津秀夫委員、伊藤傑委員、迎山志保委員、

古谷博委員、小林昌彦委員代理

1 議事の概要

(1) 出席委員確認

17名の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて(答申案)

事務局よりパブリックコメントの状況や答申案の説明、また根本副会長から福祉のまちづくり検討小委員会での審議内容の報告、その後意見交換。

答申案については、概ね了承。本日の意見交換を踏まえた資料の修正については、鳴海会長と根本副会長との調整に一任することとなった。

「まちづくり基本方針」の改定について(諮問)

諮問とともに、今後の進め方等について意見交換。

2 主な意見交換

(1) 「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて(答申案)に関する意見等

【委員】

答申案の内容について、小委員会で以下3点の指摘があった。

住宅の対象は、高齢者等をメインに想定しているが、健常者でも将来を考えると、ユニバーサルの視点から全住宅について技術的に良くなるよう言及すべきではないか。 交通の内容については、国の動きをふまえ自転車は社会的に使いこなす検討が必要で、公共交通の利用をより促進すべきである。 情報公開については、設備の状況に加え、利用できるかのソフトの情報を追加すべきであり、災害時の要援護者情報の扱いを個人情報との関係で担当部局と検討して欲しい。

【事務局】

住宅の指摘については、「誰もが安心して生活できるよう、」という文言を追加し、住宅全般の整備について、条例の住宅整備基準に基づく指導・助言を行うよう修正する。情報公開の指摘については、設備の有無に加え、サービスについての文言も追加する。公共交通や個人情報の内容に係る指摘は、現在所管課で検討に着手しており、今後の基本方針の見直しの中で対応したい。

【委員】

資料1-1の23頁にある数値目標の設定には根拠があるのか。 5 年後の目標値を達成できなかった場合、後の 5 年で軌道修正して10年後の目標値達成が可能なものか疑問に思う。福祉のまちづくり検討小委員会では、統計的な処理による等、目標設定の決め方について意見はなかったか。

【事務局】

国の数値目標を踏まえて、県としての10年後の目標値を設定しているが、整備項目によっては 県で上乗せしているのもある。5年後の目標値は、10年後の目標値の中間値もあるが、現在の進 捗状況や、今後の重点的な整備なのか等をヒアリングした上で、設定している。

【委員】

小委員会では、事務局からは庁内関係部局との調整のうえ、実現可能な数値目標として設定した旨説明を受けた。目標設定の方法については、特に意見はなかった。

【委員】

「情報のバリアフリー化」について「何が利用できて何が利用できないか」といった情報公開 について追記することには賛成であるが、この内容は基本的な考え方に通じるものである。

そこで、設備やサービスの有無を含めている内容の修正を、答申文 1(4)の「バリアフリー 状況の情報公開」の箇所、 2(2)の公園利用、19頁 4(2)の本文中にも追加してはどうか。

【事務局】

指摘を踏まえ修正を検討する。

【会長】

施策を進める際の工夫として、設備やサービスの有無だけでなく、「こういう人であれば利用できる/こういう人は利用できない」といった総合的な情報の発信が必要である。

【委員】

「設備・サービスの有無」の提供だけではなく、利用する者がバリアの程度を判断できる情報 を提供するべきではあるが、どう提供していくのかは情報発信を進めていく中で考えていきたい。

【事務局】

指摘を参考に、整備マニュアルの中での記載や周知を検討したい。

【委員】

ユニバーサル社会づくりの視点を明確化した改正でありながら、「福祉のまちづくりに関する整備目標の設定の考え方」における数値目標は、ほぼバリアフリー化に関する数値となっている。看板として新規施策に「県民参加型特定施設の認定制度の推進」等をあげてユニバーサル社会づくりをうたいながら、実体は計測しやすいバリアフリー化に関する指標に偏っているので、ユニバーサル関係のソフト施策に関しても目標の設定ができないか。できないのであれば、施設整備のバリアフリー化等に関する目標設定であることを明記する方がよい。

また、前回審議会で指摘した「県民参加型特定施設」の愛称についての検討はどうだったのか。

【事務局】

ユニバーサル関係のソフト施策を含めた取組を進めるが、所管部局と相談してもソフト施策の目標を定めにくい面がある。そのため数値目標を定めるものはハード整備にとどめることとし、その旨を明記することを検討する。

なお、「県民参加型特定施設」の愛称については、案が複数ある段階で決定には至っていない。 第一号の施設を認定するまでには、親しみのある愛称が決めたい。

【委員】

「施設の整備目標」を「施策の整備目標」と改めて、施設に関する整備目標とともに施策の方向性を記載してはどうかと考えていたが、今後検討してもらいたい。

「施設のバリアフリー化」に関連して、例えば道路整備では、歩道上の車イスが通行する箇所にマンホールが設置されるという問題があるが、こうした視点も今後盛り込んでいただきたい。 また小委員会報告にあった、災害時要援護者情報をコミュニティに提供することは個人情報保護条例の条文上、特に問題はない。運用面での問題であるので、一度検討をお願いしたい。

【季量】

答申案では、「あらゆる人々」と「すべての人々」という表記が併用されているが、「すべての人々」に統一するのがよいのではないか。

【事務局】

条例上「すべての人々」という文言を使用しているので、そちらに統一する。

【委員】

今回の基本方針でという話ではないが、小委員会報告の「住宅のユニバーサル」については、 大きな議論があるところである。地域性が重要で、伝統や歴史に結びつきの強い「住宅」に、ユ ニバーサルの概念をどこまで持ち込むのか、県の住宅部局と連携して考えていただきたい。

【委員】

本編で「民生委員、児童委員」と記載されているが、概要版では「児童委員」が抜けている。 同じ制度ではないので、併記した方がよい。

【事務局】

指摘のとおり、加筆修正する。

(2) 「まちづくり基本方針」の改定について(諮問)に関する意見等

【委員】

改定といっても、文言修正のレベルから、現基本方針を破棄して新しい方針を策定するレベル まで、幅がある。事務局は、どの程度の改定を想定しているのか。

【事務局】

現方針を破棄して全く新しく策定することまでは想定していない。ただ、「まちづくり基本方針」のあるべき姿を根本から検討し、その結果として、変更することであれば構わない。

【委員】

色々なレベルの改定があるが、ボリュームのある基本方針を策定する必要もないのではないか。

【委員】

現基本方針では、まちづくりの担い手の「住民等」として、住民の他、活動団体、NPO、専門家などの中間団体への言及があるが、資料2-5「まちづくり基本方針の位置づけ」では記載がない。参画と協働の視点からは、中間団体の位置付けがこれからのまちづくりの方針で大きな柱となるので、今後の審議の中で一般住民と中間団体をどう位置付けるかを議論いただきたい。

【委員】

資料2-3の右肩の図は、どのスケールのものか。市レベルの話か、もう少し大きな区割りなのかが、わかりにくく、具体的なイメージがつかみにくい。

【季昌】

もともと現基本方針にある図の一部を省略したもの。拡散した市街地をコンパクトシティにするための議論するための概念図であり、個別のスケールを想定したものではない。

【委員】

基本方針は、まちづくり基本条例と同時に、21世紀兵庫長期ビジョンを受けるとあるが、条例の4つの柱が必ずしも長期ビジョンに盛り込まれていない。長期ビジョンを受けて基本方針を改定すれば条例で盛り込まれている部分が抜ける。条例に従えば長期ビジョンに記載の無いことまで策定となる。あるいは条例の改正までも検討するのか。

【事務局】

今までの基本方針では、上位計画かつ条例の内容を全て網羅していたが、位置付けについては 検討中である。条例改正は難しいが、条例の内容を踏襲しつつ、長期ビジョンの内容をどこまで 取り入れるかを具体的作業の中で検討していきたい。現時点では判断は難しい。

ただ、長期ビジョンに縛られる必要はないと考えている。長期ビジョンに記載のないことも基本方針に入ってくる可能性もある。

【委員】

上位計画の文言をすべて網羅する基本方針に、あまり意味はないと思う。長期ビジョンに記載がなくても、まちづくり基本方針で盛り込むべき必要があれば入れなければならない。一方、長期ビジョンの文言を基本方針で触れないものは、記載の必要がないことを説明できるようにすればよい。異なる計画であるので、文言の「有・無」だけに終始しないよう、慎重に検討したい。

【委員】

部分的な改定か全面的に手を加えるのかも含めて事務局に委ねたうえで、案の提出を受けて委員がそれぞれの分野から意見を述べて進めていいのではないか。

【委員】

基本方針が実効のあるものとするため、19年改定時から、都市計画法の改正等の制度の変更にあるように、地方主権の流れ等全国的なまちづくりを取り巻く流れの変化を整理する必要がある。また、まちづくり分野の基本的な方針として示されている「8つの分野の方針・計画」は、まちづくり基本方針の改定を受けて、それぞれの目標年次や現計画を調整のうえ変更できるのか、また考え方を変更できるのかもあわせて整理して、実効性を伴うものにしていただきたい。

【委員】

議論のために「8つの分野の方針・計画」での課題の整理が必要である。「まちづくりとは」の議論から始めると、議論が拡散し委員のそれぞれの分野への関心が消えてしまいかねない。拡分野の具体的計画が今抱えている課題やそれに対する方向付け、取組を整理したうえで議論をした方が、リアリティのある検討が行えるのではないか。

【委員】

上位計画たる長期ビジョンを念頭に置くとのことだが、ビジョンについては本日の資料中で考えていくのか。ビジョンに従って分野別に施策を検討することとなるが、その他にまちづくりに関連してどのような検討分野があるのか。

また、8つの分野はほとんどハードに関する計画であるが、ソフト関連の計画について異なる分野で検討することはないのか。全体の分野の中でのまちづくりの位置付けが理解できるようなチャート図があれば今後議論がしやすい。

【事務局】

本日の資料は、長期ビジョンの要約であり、個別具体的な内容は必要に応じて別途対応する。 位置付けについては、現行の基本方針で、観光、子育てなど多方面に話が及んでいる。事務局 は、まちづくり部局として、狭義の、空間に対するまちづくりを取り扱っていることから、資料 には空間に応答する分野に絞って記載しているが、この他に「観光」や「教育」等の様々な分野 に関してもまちづくりに含める必要があることは認識している。「ユニバーサル」や「環境」等 の他分野も見据えながらどのように位置付けていくのかを検討したい。

【委員】

この時期の改定であるため、東日本大震災を踏まえた内容を盛り込まれたい。被災地へのコンサルチーム等の派遣を通した検証をフィードバックしてもらいたい。復興については、兵庫県のリードが求められていると同時に注目されており、全国の指針となるものを策定いただきたい。

【委員】

「基本方針」にどこまで記載するかについては議論があるところ。復興の現場では、理念的な 取組はあるが、制度変更でないとクリアできない技術的な問題が多数あり、それらをどうするか が復興まちづくりの大きな課題となっている。専門的・制度的な話となり、実効的な内容なるの は難しい。基本方針であるといっても、実効性のある内容がポイントとなる。